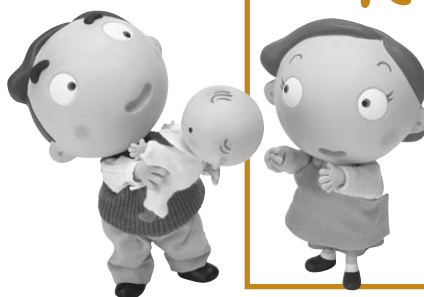


# 育児休業手当金の給付率が 引き上げられました

本年10月1日以降の  
6月後給付から引き上げ



雇用保険法の一部が改正され、平成22年3月31日までに育児休業を開始した者に対する育児休業手当金の給付率が引き上げられました。これに伴い地方公務員等共済組合法においても同様の改正が行われ、育児休業終了日（子が1歳に達した日後に復職される場合は、子が1歳に達した日）後6か月以上組合員であるときに給付される育児休業手当金の給付率が100分の10から100分の20に引き上げられます。

なお、この給付率の引き上げは平成19年10月1日以後に6月後支給の要件を満たした方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方に対する暫定措置で、具体的には次のとおりです。

区分	給付率		
	育児休業中の者	育児休業終了日後6月以上組合員であった者	計
改正後	30%	20%	50%
改正前	30%	10%	40%

